

V 環境基準に係る環境庁通達等（抜粋）

1 大気の汚染に係る環境基準（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

昭和48年5月8日

環境庁告示第25号

改正 昭48環告第35

昭53環告第38

昭56環告第47

平8環告第73

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準について次のとおり告示し、「浮遊粒子状物質に係る環境基準について」（昭和47年1月環境庁告示第1号）は廃止する。

大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の上覧に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の上覧に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確には握ることができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるように努めるものとする。
- 2 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg /m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg /m ³ 以下であること。	1 時間値が、0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法 又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸光法又はエチレンを用いる化学発光法

備 考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離させるものに関し、二酸化窒素を除く。）をいう。

2 二酸化窒素に係る環境基準

〔昭和53年7月11日〕
環境庁告示第38号
改正 平8環告第74号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく大気汚染に係る環境上の条件のうち、二酸化窒素に係る環境基準について次のとおり告示する。

二酸化窒素に係る環境基準について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による二酸化窒素に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 二酸化窒素に係る環境基準は、次のとおりとする。
 - 1 時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
 - 2 1の環境基準は、二酸化窒素による大気汚染状況を的確に把握することができると思われる場所において、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法、又は、オゾンを用いる化学発光法により測定した場合における測定値によるものとする。
 - 3 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間等

- 1 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
- 2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
- 3 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

3 環境基準による大气汚染の評価について

(1) 環境基準による大气汚染の評価（二酸化硫黄等）

① 短期的評価

二酸化いおう等の大气汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値または1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、前記測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行うものとする。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域の大气汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としないものとするものとする。

なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。

② 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大气汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要であるが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施されるようにされたい。

長期的評価の方法としては、WHOの考え方も参考に、二酸化いおう又は二酸化窒素に係わる年間にわたる1日平均値である測定値（①の評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わないこととしてその評価を行うものとする。

昭和48年6月12日付け環大企第143号
各都道府県知事・政令市市長あて大気
保全局長通知より抜粋。

(2) 環境基準による大気汚染の評価（二酸化窒素）

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には環境基準が達成されていないものと評価する。

ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測（地域の汚染の実状、濃度のレベルの時間的変動等にてらし異常と思われる1時間値がえられた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該1時間値が測定器に起因する場合等地域の大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含む。）が4時間を超える測定日の1日平均値は、用いないものとする。

また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

昭和53年7月17日付け環大企第262号
各都道府県知事・政令市市長あて大気
保全局長通知参照

4 環境基準の適用範囲

二酸化窒素による環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第8項に規定する工業専用地域（旧都市計画法（大正8年法律第36号）による工業専用地域を含む。）、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他原野、火山地帯等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申し添える。

昭和53年7月17日付け環大企第262号
各都道府県知事・政令市市長あて大気
保全局長通知より抜粋。なお、二酸化
硫黄等については、昭和48年6月12日
付け環大企第143号各都道府県知事・
政令市市長あて大気保全局長通知に同
旨。

5 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について
(答申)

〔昭和51年8月13日〕
中央公害対策審議会

みだしの件に関し、中央公害対策審議会は、大気部会に炭化水素に係る環境基準専門委員会を設置し、検討・審議を行った結果、別添の専門委員会報告がとりまとめられた。

その主たる内容は、環境中炭化水素濃度と光化学オキシダントの生成との定量的関係を求めて総合的な検討を行い、光化学オキシダントの生成を防止するための大気中炭化水素濃度の指針を提示していることである。

大気部会においては、専門委員会の報告を受理して審議した結果、この報告は適当であると判断された。

よって、本審議会は、これを了承する。

政府においては、光化学オキシダントの要因物質である炭化水素の低減が急務であることに鑑み、炭化水素の排出抑制のための有効な方策を実施するとともに、大気中の炭化水素濃度の監視測定体制の整備を推進する必要がある。

(参 考)

光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針に関する
報告(抄)

〔昭和51年7月30日〕
中央公害対策審議会大気部会
炭化水素に係る環境基準専門委員会

本専門委員会は現時点までに得られた資料を総合的に判断して、光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針としては、次のような数値が適当であると考えている。

光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

VI 政令市指定の経緯

	第一次指定	第二次指定	第三次指定	第四次指定			
公布日	S43.11.30	S44.12.25	S46.6.17	S46.6.17			
施行日	S43.12.1	S45.2.1	S46.10.1	S46.10.1			
	横浜市 川崎市 新潟市 名古屋市 大阪市 堺市 神戸市 姫路市 尼崎市 北九州市 大牟田市	札幌市 仙台市 京都市 倉敷市 第3項政令へ分離 北九州市	福岡市 第2項政令へ分離 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市	函館市 宇都宮市 千葉市 市原市 富山市 静岡市 豊中市 和歌山市 福山市 長崎市 鹿児島市	小樽市 川口市 市川市 八王子市 金沢市 浜松市 吹田市 岡山市 下関市 佐世保市	旭川市 浦和市 船橋市 横須賀市 長野市 豊橋市 東大阪市 広島市 高松市 熊本市	いわき市 大宮市 松戸市 相模原市 岐阜市 四日市市 西宮市 呉市 松山市 大分市
				第2項政令へ分離 札幌市 川崎市 福岡市			

	第五次指定		第六次指定		第七次指定	
公布日	S49.3.29	S54.9.4	S59.3.21	S63.9.6	H6.3.11	H7.12.8
施行日	S49.4.1	S55.4.1	S59.4.1	H1.4.1	H6.4.1	H8.4.1
	室蘭市 秋田市 高槻市	第2項政令へ分離 広島市	苫小牧市 川越市 所沢市 柏市 清水市 大津市 枚方市 明石市	第2項政令へ分離 仙台市	藤沢市	第2項政令へ分離 宇都宮市 富山市 岐阜市 浜松市 姫路市 鹿児島市
				H3.10.18 H4.4.1	第八次指定 H7.3.23 H7.4.1	
				第2項政令へ分離 千葉市	盛岡市 前橋市 高崎市 奈良市	

	第九次指定		第十次指定
公布日	H8.3.6	H8.9.26	H9.10.1
施行日	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1
	加古川市	(中核市指定) 郡山市	(中核市指定) 豊田市 高知市 宮崎市
		第2項政令へ分離 (中核市指定) 秋田市 和歌山市 長崎市 大分市	第2項政令へ分離 福山市
			平塚市 八尾市
			第2項政令へ分離 いわき市 長野市 豊橋市 高松市

(平成11年度)

神 奈 川 の 大 気 汚 染

平成12年12月 印 刷

平成12年12月 発 行

発 行 者 神 奈 川 県

発行責任者 環境科学センター所長

(0463) 24-3311 内線 411~3

印 刷 所 (株) 池 田 印 刷 所
